

下 介 第 8 4 4 号

平成 2 1 年 6 月 1 日

各居宅介護支援事業所管理者 様

各介護予防支援事業所管理者 様

各訪問介護事業所管理者 様

下関市福祉部介護保険課長

( 公 印 省 略 )

「訪問介護における訪問介護員による散歩の同行に関する下関市  
ガイドライン」の送付について（通知）

時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素より、介護保険事業の円滑な運営にご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記の件については、先般、平成 2 1 年 4 月 1 0 日付け下介第 5 2 7 号にて市内の居宅介護支援事業所及び介護予防支援事業所に対して実態調査を実施し、そのニーズ等について検証を行ったところです。

この度、当該調査の結果を踏まえ、本市が保険者として認める「訪問介護における訪問介護員による散歩の同行」の範囲をお示しし、より適切なケアマネジメントの実施に資するために、別添のガイドラインを作成いたしました。

つきましては、今後下関市においては、訪問介護における訪問介護員による散歩の同行について、このガイドラインを基に取り扱いますので、当ガイドラインの内容に留意し、必要に応じて書類の作成等をお願いします。

**【問い合わせ・提出先】**

〒750-8521 下関市南部町 1 - 1

下関市介護保険課給付係（指導班）

TEL 0 8 3 - 2 3 1 - 1 3 7 1

## 訪問介護における訪問介護員による散歩の同行に関する下関市ガイドライン

「訪問介護（介護予防訪問介護を含む。以下同様。）における訪問介護員による散歩の同行」については、国において「適切なケアマネジメントに基づき、自立支援、日常生活活動の向上の観点から、安全を確保しつつ常時介助できる状態で行うものについては、利用者の自立した生活の支援に資するものと考えられることから、現行制度においても、介護報酬の算定は可能である。」との見解が示されました。

また、山口県からは、「散歩については、それが趣味・娯楽を目的としたサービス提供であれば不適切であると考え、例えば引きこもりがちな利用者に対して、自立支援の向上に向けた取組の一環として、適切なケアマネジメントに基づき、ケアプランに位置付けられるものであれば、保険者の認める範囲において認められると考える。」との旨の見解が示されております。

これらの見解を基に、この度、本市が保険者として認める「訪問介護における訪問介護員による散歩の同行」の範囲をお示しし、より適切なケアマネジメントの実施に資するために、このガイドラインを作成いたしました。

今後、本市においては「訪問介護における訪問介護員による散歩の同行」について、このガイドラインを基に取り扱いますので、以下の内容に留意し、必要に応じて書類の作成等をお願いします。なお、他の市区町村の被保険者である利用者については、個々に取り扱いが異なるため、当該自治体にご確認ください。

### 1 本市の基本的な考え方

#### (1) 利用目的

原則として、「閉じこもりを防止することで、自立支援や日常生活活動の向上を図る」ものを対象とする。具体的には、アセスメント及びケアプラン作成の際に、例えば通所系サービスの利用等の長期的な目標を達成するための手段として訪問介護員による散歩の同行を行う必要がある、かつ、その旨が短期目標に具体的・合理的に位置付けられているものでなければならない。

なお、趣味・娯楽を目的とする利用や筋力アップ等の専門的なりハビリテーションを目的とするものは対象外とする。

#### (2) 「散歩の同行」を介護保険で算定することが可能と想定される利用者

上記の利用目的を踏まえ、「閉じこもりがちな利用者」を対象とする。なお、具体的には以下の要件のすべてに該当する者を対象とする。

- ・ おおむね週に1回以上の外出（通所系サービスの利用や通院等を含む。）がなく、閉じこもりがちな状態であること。
- ・ 閉じこもりがちな状態（週に1回以上の外出がない状態）が長期間継続している、また継続する可能性が高いこと。
- ・ 閉じこもりがちな状態（週に1回以上の外出がない状態）を家族による援助等のインフォーマルな支援や他の介護保険サービスの利用により改善することが困難なこと。
- ・ 利用者の主治医より、当該サービスの必要性及び安全面について医学的な見地から所見を聞き取っていること。

※「閉じこもりがちな利用者」の定義として「おおむね週1回以上の外出がない」とする理由は、生活機能評価における「閉じこもり予防・支援」が「週に1回以上の外出がなく」「昨年と比べて外出の回数が減っている」者が対象となっているため。

#### (3) 算定の対象とする「散歩の同行」の具体的な内容

原則として以下の内容のとおりとする。

##### ① 頻度・・・週に1回

※「閉じこもりがちな利用者」の定義が「おおむね週1回以上の外出がない」であるため。

##### ② 所要時間・・・1時間程度

※利用者の体力面も考慮し所要時間は居宅内での準備やバイタルチェック等を含めて1時間程度とする。

##### ③ 「散歩」とは安全を確保しつつ常時介助できる状態で行うものとする。また、何らかの目的地への移動手段として利用者に同行するものは含まない。

※ここで言う「介助」とは車いす介助及び歩行介助の両方を指す。

※友人宅への訪問や趣味活動への参加等のために、移動手段として訪問介護員による同行を行う場合には介護保険による算定の対象とならない。

### 2 算定にあたって具体的な取り扱い方法

散歩の同行については、原則として別添の「自己チェック表」にて本市が示す要件のすべてに該当し、また当該チェック表を適切に作成している場合のみ、介護保険による算定を認める。担当の介護支援専門員（介護予防支援の場合は担当職員）はサービスを計画する段階で当該チェック表を作成し、ケアプランとともに保管すること。なお、要件に該当しない場合には個別に相談に応じる。

# 散歩の同行に関する自己チェック表

計画作成を担当する介護支援専門員（介護予防支援の場合は担当職員）は以下の表にて自己チェックを行ってください。原則としてすべての要件に該当する場合のみ介護保険による算定の対象とし、本市への書類提出及び相談は不要です。この表の要件に該当しない場合は、個別に相談に応じます。

## 1 該当要件の確認

以下の表の確認欄に○をつけ、すべて項目で「はい」に○がつく場合は次の項目に進むこと。なお、1つでも「いいえ」に○がつく場合には、原則として介護保険による算定の対象とはならない。

該当要件		確認欄	
目的	「閉じこもりを防止することで、自立支援や日常生活活動の向上を図る」ことを目的として訪問介護員による散歩の同行を行う。	はい	いいえ
	通所系サービスの利用等の長期的な目標を達成するための手段として訪問介護員による散歩の同行を行う必要があり、かつ、その旨が短期目標に具体的・合理的に位置付けられている。	はい	いいえ
	趣味・娯楽を目的とする利用や筋力アップ等の専門的なりハビリテーションを目的とするものではない。	はい	いいえ
利用者の状態	おおむね週に1回以上の外出（通所系サービスの利用・通院等を含む）がなく、閉じこもりがちな状態である。	はい	いいえ
	閉じこもりがちな状態（週に1回以上の外出がない状態）が長期間継続している、また継続する可能性が高い。	はい	いいえ
	閉じこもりがちな状態（週に1回以上の外出がない状態）を他のサービス利用により改善することが困難である。	はい	いいえ
利用者の主治医より、当該サービスの必要性及び安全面について医学的な見地から所見を聞き取っている。	はい	いいえ	
サービス内容	頻度は週に1回である。	はい	いいえ
	所要時間は居宅内での準備やバイタルチェック等を含めて1時間程度である。	はい	いいえ
	何らかの目的地への移動手段として利用者に同行するものではない。	はい	いいえ
	安全を確保しつつ常時介助できる状態で行う。	はい	いいえ



## 2 該当要件に関連する具体的な内容の記載

以下の表を具体的に記載し、すべて項目にしっかりと記載した上で次の項目に進むこと。なお、1つでも記載ができない場合には、原則として介護保険による算定の対象とはならない。

散歩の同行を行う目的等	【利用者や家族の意向】
	【具体的な援助方針・目的】 ※長期目標及び短期目標の内容についても具体的に記載すること。

利用者の状態	<p>【利用者の現在の外出状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 行き先及び頻度 ※閉じこもりがちな状態がどの程度の期間、継続しているのかもあわせて記載すること。</li> <li>・ 外出が困難な理由 ※利用者の心身の状況及び居宅周辺の住環境に関する状況等を詳しく記載すること。</li> <li>・ 家族による援助等のインフォーマルな援助により閉じこもり防止を図ることが困難な理由</li> <li>・ 他のサービスを利用することにより閉じこもり防止を図ることが困難な理由</li> </ul>
医師の所見の確認	<p>【医師の所見】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ サービスの必要性について ※「閉じこもりを防止することで、自立支援や日常生活活動の向上を図る」ために介護保険による散歩の同行を行うことが必要であるのかを十分に確認すること。</li> <li>・ 安全面について ※サービスを実施するにあって留意すべき事項があればあわせて記載すること。</li> </ul>
サービス内容	<p>【具体的なサービス内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 頻度 ( )</li> <li>・ 所要時間 ( )</li> <li>・ 同行時の介助方法</li> </ul>



### 3 留意事項

以下の内容に十分留意し、算定を行うこと。

【留意事項】

- ・ 記載した自己チェック表は後日提出を求める場合があるため、ケアプランとともに保管すること。
- ・ 利用を開始した後も、随時サービスの妥当性について検討すること。なお、要介護認定の更新及び区分変更申請等によりケアプランを見直す際には、自己チェック表を再度作成すること。
- ・ 自己チェック表の「1 該当要件の確認」に該当しない場合、もしくは「2 該当要件に関連する具体的な内容の記載」の各欄の記載ができない場合において、介護保険課への事前相談がなく算定を行った際には、給付費の自主返還の対象となる場合があること。
- ・ サービスを提供する当日に雨天等により散歩の同行を中止し、代替的に単なる見守りや話し相手を行った場合には、算定の対象とはならないこと。